

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 交 企 発 第 3 3 号
令 和 6 年 3 月 1 2 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

有 効	10年(令和16年3月31日まで)
企画第一係	

交 通 部 長

**デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会
形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営に
ついて（通達）**

令和5年6月13日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第284号）により、令和6年4月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）が令和5年11月6日に、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）が令和6年1月31日に公布され、令和6年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項は別添のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

（別添省略）